平成１５年（排）第１６号

排　除　命　令　書

名古屋市中川区運河通一丁目１０１番
トレードインオートモービルこと
酒　向　　均

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　トレードインオートモービルこと酒向均は，別表記載の８台の中古自動車を一般消費者に販売するに当たり，当該中古自動車の走行距離計を走行距離数のより少ないものに交換することにより，走行距離数を過少に表示するとともに，中古自動車情報誌である「Ｇｏｏ東海版」及び「週刊Ｃａｒ　Ｓｅｎｓｏｒ東海版」において走行距離数を過少に表示していたものであって，かかる表示は，中古自動車の内容について，実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認される表示である旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

２　トレードインオートモービルこと酒向均は，今後，中古自動車の取引に関し，走行距離数について，実際の走行距離数より過少であると一般消費者に誤認される表示をしてはならない。

３　トレードインオートモービルこと酒向均は，第１項に基づいて行った公示について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

１(1)　トレードインオートモービルこと酒向均（以下「酒向」という。）は，肩

書地に事務所を置き，中古自動車の販売業を営む事業者である。

(2) 酒向は，中古自動車をオークション等により仕入れ，名古屋市中川区に所在する酒向の展示場に展示し，また，中古自動車情報誌である「Ｇｏｏ東海版」又は「週刊Ｃａｒ　Ｓｅｎｓｏｒ東海版」に広告を掲載して，中古自動車を販売している。

２　酒向は，平成１５年７月ころ，上記展示場に展示した別表記載の中古自動車８台について，一般消費者に販売するに当たり，それぞれ，仕入れ時のオークション出品票に記載された走行距離数が別表（Ａ）欄記載の数値であったにもかかわらず，走行距離計を走行距離数のより少ないものに交換することにより，走行距離数が別表（Ｂ）欄記載の数値であるかのように，また，平成１５年７月９日発売の「Ｇｏｏ東海版」及び「週刊Ｃａｒ　Ｓｅｎｓｏｒ東海版」において，走行距離数が別表（Ｃ）欄記載の数値であるかのように，走行距離数を過少に表示していた。

法　令　の　適　用

上記事実によれば，酒向は，中古自動車の内容について，実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるため，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしているものであって，かかる行為は，不当景品類及び不当表示防止法第４条第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１５年１１月５日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　本　間　忠　良

委　員　小　林　　惇

委　員　柴　田　愛　子

委員　三谷　紘

別表

番号	年式及び車種	車台番号	仕入れ時のオークション出品票記載の走行距離数（キロメートル）（A）	表示走行距離数（キロメートル）（B）	中古自動車情報誌の走行距離数表示（万キロメートル）（C）	
					Goo東海版（平成15年7月9日号）	週刊Car Sensor東海版（平成15年7月9日号）
1	平成9年式ニッサンステージア	WGC34－021560	127,950	78,096	7.8	7.8
2	平成9年式スバルフォレスター	SF5－018985	124,304	74,058	（掲載なし）	7.4
3	平成11年式トヨタセルシオ	UCF20－0164044	129,000	79,461	7.9	7.9
4	平成8年式ホンダレジェンド	KA9－1002927	139,800	79,293	7.9	7.9
5	平成7年式ニッサングロリア	HY33－239557	104,800	71,225	7.1	7.1
6	平成8年式ホンダレジェンド	KA9－1009403	185,900	85,539	8.5	8.5
7	平成8年式ホンダレジェンド	KA9－1004501	134,000	71,160	（掲載なし）	7.4
8	平成10年式ホンダオデッセイ	RA3－1045376	107,000	77,641	7.7	7.7
9	平成8年式ニッサングロリア	Y33－005029	108,275	69,160	6.9	6.9

（注）番号5（A）欄の数値は，実際の走行距離数が不明であるとして，オークション主催者が出品票の「走行距離数」欄に「？」を付している。